

環水大土発第100616002号
平成22年6月16日

都道府県知事 殿

環境省水・大気環境局長

土壌の汚染に係る環境基準についての一部改正について

今般、平成3年8月環境庁告示第46号（土壌の汚染に係る環境基準について）を、平成22年6月環境省告示第37号により改正したところである。

については、下記のとおり改正の内容等をお示しするので、貴職におかれては、これを踏まえ、環境基準の達成及びその維持を図るよう御協力をお願いする。

記

第1 改正の内容

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成22年4月厚生労働省告示第183号）により、0.4ppmを超えるカドミウムを含む米が公衆衛生の見地から販売等が禁止される食品に位置付けられたことを踏まえ、人の健康を損なうおそれがあるカドミウムを含む米の生産を防止するため、カドミウムに係る環境上の条件について「農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること」を「農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること」に改めた。

第2 その他

カドミウムに係る測定方法（農用地に係るものに限る。）が、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令の一部を改正する省令（平成22年環境省令第11号）の施行（平成22年6月16日）に伴い変更されたので、別添の農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令の一部改正等について（平成22年6月16日付け環水大土発第100616001号）を参照されたい。